

年金分割制度をご存知ですか？

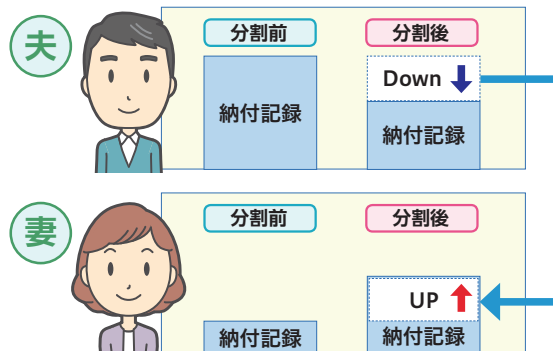
年金分割は、離婚等をした場合に、婚姻期間中の厚生年金の算定基礎となる保険料納付記録（※1）を当事者間で分割できる制度です。年金の記録を分けることであり、**受給する年金の金額を分割するものではありません。**

老齢厚生年金は、保険料納付記録を基に算定されるため、働き方により夫婦間で年金額に大きな差が生じることがあります。

そのため、婚姻期間中に納めた保険料納付記録を夫婦の共有財産として扱い、両者の記録を合算し、任意の割合で按分することで、将来の厚生年金額に反映することができます。このことにより、離婚後の夫婦の厚生年金額の不均衡が是正されることになります。

※1 標準報酬月額および標準期末手当等（標準賞与額）

例 夫のほうが保険料納付記録が多い場合



分割方法 ◎分割方法は、次の2種類です。

① 合意分割制度

離婚等をした当事者双方の合意や裁判所の決定により、按分割合（※2）が定められている場合に、当事者からの請求により、婚姻期間中における保険料納付記録を分割できる制度で、多い方から少ない方へ分割されます。

※2 按分割合の上限は50%です。

② 3号分割制度

平成20年4月以降の国民年金の第3号被保険者（※3）期間に係る年金分割制度で、第3号被保険者であった方からの請求により、当該期間の相手方の保険料納付記録の2分の1が分割される制度です。この制度は、双方の同意や裁判所の決定がなくても請求できますが、第3号被保険者ではない期間や平成20年4月以前の婚姻期間については、分割されません。

※3 会社員や公務員など厚生年金保険加入者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方

注意事項等

- 年金分割の請求期限は、**離婚日等の翌日から起算して原則2年以内**です。
- 事実婚関係の場合は、当事者の一方が国民年金の第3号被保険者であった期間が分割の対象となります。
- 年金分割の効果は、厚生年金部分のみであり、**老齢基礎年金(国民年金)は分割の対象にはなりません。**

定額減税について

公立学校共済組合から年金を受給している方の所得税の減税額は、令和6年12月定期支給期に本部から送付される年金支払通知書に同封の「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」の摘要欄に記載予定です。

なお、住民税に係る減税額につきましては、各区市町村において決定しておりますので、各区市町村へご確認ください。

問合せ先

給付貸付課年金担当

☎ 03-5320-6828